

TERAMOTO 社会保険労務士法人 行動計画

職場と家庭の両面においてすべての職員が能力を発揮できる働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 6 年 3 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日までの 3 年間

2. 当所の課題

課題 1：傷病による長期の治療が必要な場合等、不測の事態が発生した際に、その対応と仕事の両立が図れる制度を整える必要がある

課題 2：場所に捉われない柔軟な働き方としてのテレワークを促進し、仕事と家庭の両立や生産性の向上を更に進めしていく必要がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1：不測の事態が起きた際に利用できる休暇制度：年次有給休暇繰越制度を新設する。

取 組：年次有給休暇について法定を上回る特別繰越制度を新設し、利用を促進する。

- 令和 6 年 3 月～ 制度（案）を作成し、職員と意見交換を行う
- 令和 6 年 7 月～ 職員の意見を基に、制度内容や利用方法等について再検討
- 令和 7 年 1 月～ 制度を新設、利用促進のための社内広報を行う
- 令和 7 年 6 月～ 制度の利用実績を確認、必要に応じ制度の改定、継続して社内広報を行う

目標 2：仕事と家庭の両立を図りつつ、生産性を高めるため、テレワークが可能な職員を 1 名以上増やす。

取 組：テレワーク制度について課題を整理し、再検証の上、制度を修正・再構築、利用を促進する。

- 令和 6 年 3 月～ 過去の検証結果に基づき、執務環境や労務管理方法、対象業務の選定等の運用上の課題を整理。
- 令和 6 年 7 月～ 勤務候補者を選出し、再検証を行う。
- 令和 7 年 4 月～ 勤務対象者を選出し、テレワークの本運用を開始。
- 令和 7 年 10 月～ 実績を基に、業務の効率化・生産性について検証、必要に応じて制度の見直しを図る。
- 令和 8 年 4 月～ 勤務対象者の拡大を図る。